

別紙1【作成例】

〇〇少年消防クラブ規約

(目的)

第1条 このクラブは、火災予防に関することを学び、少年に正しい防火知識を身につけさせるとともに、クラブ活動を通じて規律正しく明るく元気な少年に育つことを目的とする。

(名称)

第2条 このクラブの名称は、「〇〇少年消防クラブ」と称する。

(事務局)

第3条 このクラブの事務局は、〇〇〇〇に置く。

(組織)

第4条 このクラブは、〇〇〇〇をもって組織する。

(事業)

第5条 このクラブは、第1条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 火災予防に関する運動を行うこと
- (2) 火災予防についての研修をすること
- (3) その他

(役員)

第6条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 班長 若干名
- (4) 指導者 若干名

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、クラブを代表し、クラブを統括する。

2 班長は、班を代表し、班を統率する。

(総会)

第9条 総会は、クラブ員全員でもって構成し、最高決議機関とする。

2 総会は、定期及び臨時総会とする。

(1) 定期総会は、年1回行う。

(2) 臨時総会は、必要に応じて行う。

3 総会は、次のことを行う。

(1) 年間の活動計画の承認

(2) 予算、決算の承認

(3) 役員の仕事承認

(4) 規約の改正

(5) その他必要事項の審議

4 総会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

(班長会)

第10条 班長会は、班長全員でもって構成し、総会に次ぐ決議機関とする。

2 班長会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提案する案件について

(2) 会務の具体的運営について

(3) その他

3 班長会は、必要に応じて会長が招集し、会長が司会を行う。

(予算)

第11条 このクラブの経費は、寄付金、その他の収入でもって充てる。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。